

成年後見制度申立費用の助成申請をされる方へ

成年後見制度を利用しようとする高齢者、知的障がい者、精神障がい者、その他の方に対して、成年後見制度の申立費用の助成を行います。

1. 助成の対象となる方…申し立てを行う方

・本人または4親等内の親族（申立代理人）

- 原則として真庭市内に住所または居住地を有し、以下の①～③のいずれかに該当する方**

※本人が助成申請時に本市以外に住所または居住地があっても、該当になる場合があります。詳しくはお問合せください。

①生活保護を受給している方

②中国残留邦人等及び特定配偶者であって、支援支給を受給している方

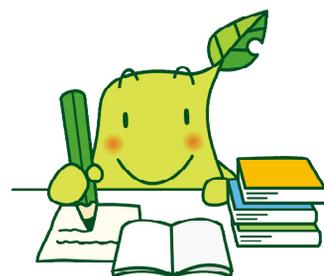
③収入、資産等が下記の条件を満たしている方

	年間収入	現金・預貯金等
単身世帯	150万円	150万円
2人以上世帯	200万円以下	200万円以下

2. 助成対象となる経費

- ①収入印紙代、郵便切手代、診断書作成にかかる費用
その他申立書の添付書類の取得費用
 - 上限：2万円
- ②鑑定費用（必要な場合のみ）
 - 上限：5万円

※ただし、上限額を超えた分については、助成対象とはなりません。



3. 申請から助成まで

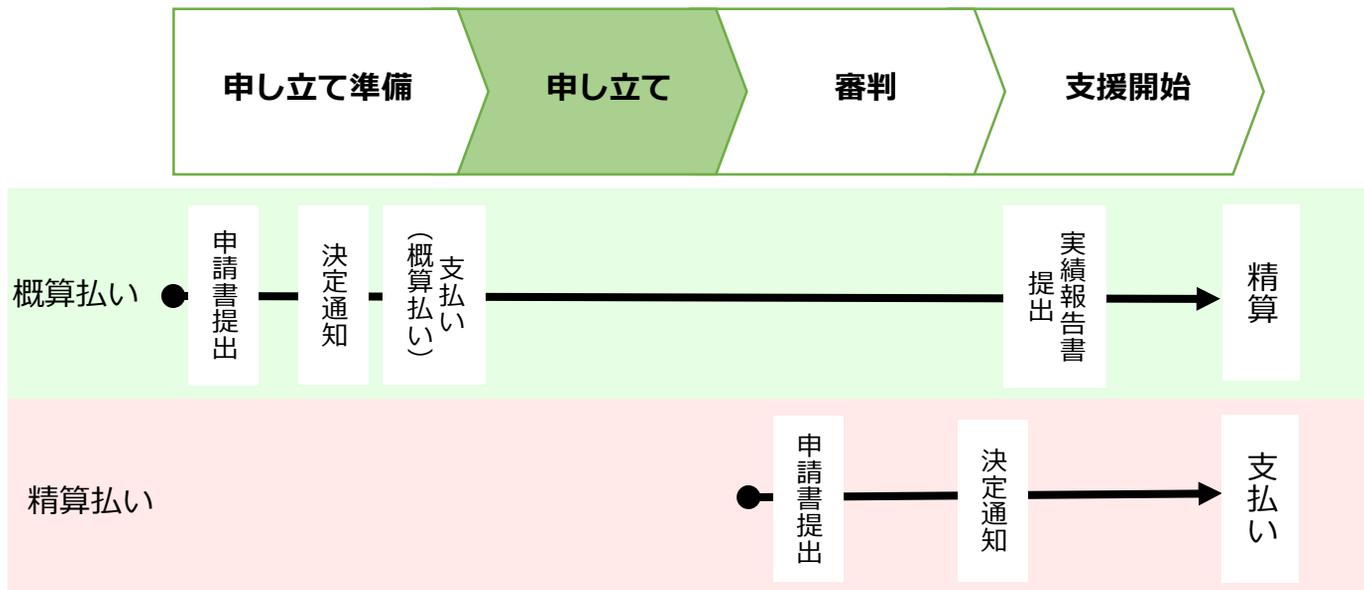
●申請ができる方

- ・本人
- ・本人の利用のために申し立てを行おうとしている4親等内の親族
(申立代理人)

※申請にかかる代理権が成年後見人等に付与されている場合は、本人は申請できません。

※本人と申立代理人のいずれもが助成の対象者に該当する必要があります。

●助成までの流れ



4. 申請に必要な書類

- ・真庭市成年後見等開始審判申立費用助成申請書
- ・添付書類
 - ①給与または公的年金の源泉徴収票の写し等収入の判明するもの
 - ②金銭出納帳、領収書の写し等必要経費の判明するもの
 - ③財産目録の写し等資産状況の判明するもの
 - ④代理人または後見人等であることを証する書類または登記事項証明書
(※代理人または成年後見人等が申請する場合)

上記書類に加え追加書類が必要な場合

- 要支援者が2人以上世帯の場合
 - ・要支援者と世帯員の収入・資産等申告書
- 申立代理人が申請を行う場合
 - ・申立代理人と世帯員の収入・資産等申告書

※概算払いによる助成を受けた方は、審判確定後に実績報告書を提出してください。

5. 申請書提出先・お問い合わせ先

まにわ権利擁護ステーション（高齢者支援課）

〒719-3292

真庭市久世2927-2

TEL: 0867-42-1666

FAX: 0867-42-1390

